

「性愛を基礎とする親族身分的人的結合関係」としての婚姻（「結婚の自由をすべての人に」大阪訴訟控訴審判決）

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和7年3月25日

【事件番号】 令和4年（ネ）第1675号

【事件名】 損害賠償請求控訴事件（「結婚の自由をすべての人に」大阪訴訟）

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 憲法13条・14条1項・24条、国家賠償法1条1項

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574251

明治大学教授 渡邊泰彦

事実の概要

1組の女性カップルと2組の男性カップルの当事者である控訴人X₁～X₆は、同性の者と婚姻をしようとして、平成31年1月（女性カップル）、同年2月（男性カップル2組）に婚姻の届出をしたが、両者が同性であることを理由に不受理処分を受けた。控訴人のうち女性カップルは、アメリカ合衆国オレゴン州において婚姻している。

X₁～X₆は、同性間の婚姻を認めていない民法および戸籍法の規定が憲法24条、13条、14条1項に違反すると主張し、同性間の婚姻を認める立法措置を講じない立法不作為の違法を理由に、国（被控訴人）に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ慰謝料100万円および遅延損害金の支払いを求めて、訴えを提起した。

原審大阪地判令4・6・20判時2537号40頁は、「同性カップルが社会の中で公に認知されて安心して安定した共同生活を営むために必要な人格的利益である公認に係る利益」を認めたものの、民法および戸籍法の規定が憲法24条、13条、14条1項に違反していないとして、棄却した。

それでも、「今後の社会状況の変化によっては、同性間の婚姻等の制度の導入について何ら法的措置がとられていないことの立法不作為が、将来的に憲法24条2項に違反するものとして違憲になる可能性はあるとしても……」と述べていた。

他方で、憲法14条1項について、「同性愛者であっても望む相手と親密な関係を築く自由は何ら制約されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度（契約、遺言等）を用いることによ

て相当程度解消ないし軽減されていること」などをあげて、「自らが望む相手との人格的結合関係について享受し得る利益の差異」が「本件諸規定の下においても、婚姻類似の制度やその他の個別的な立法上の手当てをすることによって更に緩和することも可能である」と述べた。

Xらは、控訴した。

判決の要旨**憲法13条について**

「婚姻をするについての自由は、憲法の定める基本原理及び基本原則に則った婚姻を具体化する法律に基づく制度によって初めて個人に与えられるか、又はそれを前提とした自由であり、憲法13条が同性と婚姻（法律婚）をする自由を人格権の一内容として直接保障し、同性婚の法制化を立法府に義務付けているものと解することはできない。

したがって、同性婚を認めていない本件諸規定が直ちに憲法13条に違反するとはいえない。」

憲法24条2項について

「このような婚姻制度の由来や法的、社会的意義に照らすと、相互に求め合う者同士が自ら選択した配偶者と婚姻関係に入ることができる利益は、現代社会を生きる上での個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益に当たるものといえ、同性カップルがこれを享受することができないのは、同性カップルの人格的利益を著しく損なうものといわざるを得ない。」

「そもそも、法的性別と異なる性別の生殖能力

を保有している者があることは、異性婚を保護することが必ずしも自然生殖の抽象的可能性のあるカップルのみを保護することにはならないことを意味し、自然生殖を背景とする異性婚保護の価値観は現行の婚姻制度の説明としてはもはや十分でない。」

「伝統的婚姻観を重視するがゆえに同性婚の法制化に困惑し心理的抵抗を覚える国民に、多様な属性、価値観を有する国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら平和に共生するため、もはや社会の倫理にも健全な社会道徳にも公益にも反しないとの社会的合意が形成されているというべき同性婚に対して冷静かつ寛容な態度を期待することは、個人より集団の利益を優先する明治民法の規定を廃し、かけがえのない個人を尊厳ある主体として重んじることを旨として家族制度を構築することを命ずる憲法 24 条の理念に沿うものといえる。」

「以上のことからすると、現時点において、同性婚を許容しない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであるといわざるを得ない。」

憲法 14 条 1 項について

「婚姻を、性愛を基礎とする親族身分的結合関係として規定しているものと解されるところ、性的指向が異性に向く者は愛し合うパートナーと共に婚姻制度を利用できるのに対し、性的指向が同性に向く者は愛し合うパートナーと婚姻をすることができないのであるから、本件諸規定は、性的指向が異性に向く者と性的指向が同性に向く者との間に、婚姻制度の利用の可否について性的指向による実質的な区別取扱い（本件区別取扱い）をしているものといえる。」

「確かに、婚姻制度は社会の基盤となる制度であるから、社会の倫理、健全な社会道徳、公益に反するものを対象とすることは相当でないといふべきである。しかし、それを超えて社会的承認があること、すなわち社会の多数者がその関係を婚姻と同視し、婚姻と同じ保護を与えることを是とするに至らなければ区別取扱いの合理性があるとするのは、性的少数者の権利利益の保護を不当に制限することになるものであって、憲法 14 条 1 項の解釈として採用することができない。」

「本件区別取扱いにおいて問題となるのは、種々の法的効果を伴う現在の婚姻制度の利用の可否について差異であり、法的保護のない事実上の共同

生活を妨げられないことや既存の法制度の活用により婚姻の一部の法的効果に類似した法的地位を獲得できることは、区別の合理性を基礎付けるものとはいえない。」

「異性婚のみを保護することを目的とし、同性婚を認めていない本件諸規定による本件区別取扱いは、事柄の性質に即応した合理的根拠に基づくものということとはできず、法の下での平等原理に反し、憲法 14 条 1 項に違反するというべきである。」

「近年パートナーシップ認定制度の導入・拡大が急速に進んでいることなどの事情は、本件区別取扱いが憲法 14 条 1 項に違反するとの上記結論を左右しないし、同性カップルについて諸外国において導入されているような法律婚以外の制度を設けたとしても、現時点において異性カップルと同性カップルの間に生じている不合理な差別を根本的に解消し得ないというべきである。」

「現時点において同性婚を法律婚の対象としない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別（合理性のない区別）をするものとして法の下での平等の原則に反するから、国会の立法の裁量の範囲を超えるものであって、憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反するものといふべきである。」

同性婚を法制化しない「立法不作為が、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるということとはできない。」として、控訴を棄却した。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、「結婚の自由をすべての人に」訴訟における札幌地判令 3・3・17 判時 2487 号 3 頁から 11 番目の判決であり、5 番目の控訴審判決である¹⁾。原審大阪地判令 4・6・20 判時 2537 号 40 頁が第一審の 6 つ判決（以下、第一審諸判決とする）のなかで唯一合憲と判断したことからも注目された。本判決は、憲法 13 条、24 条 1 項の違反は認めなかったが、憲法 14 条 1 項および 24 条 2 項に違反するとして、原審と異なる判断を示した²⁾。

これにより、札幌高判令 6・3・14 判タ 1524 号 51 頁から、東京高判令 6・10・30 裁判所ウエ

ブサイト (LEX/DB25621271)、福岡高判令 6・12・13 裁判所ウェブサイト (LEX/DB25621576)、名古屋高判令 7・3・7 裁判所ウェブサイト (LEX/DB25622400)、本判決までの 5 つの高等裁判所全て(以下、控訴審諸判決とする)が違憲判断を下した。

本判決は、婚姻を「性愛を基礎とする親族身分的結合関係」と捉えることにより性的指向に基づく区別取扱いを説明する点で特徴がある(後記二、三)。また、同性間の婚姻に消極的な立場に対する反論は、これまでの裁判例よりも具体的になっている(後記四、五)。

二 何に関する区別取扱いか

憲法 14 条 1 項および 24 条 2 項の 2 つの組合せに基づいて違憲判断を下した点では、名古屋地判令 5・5・30 裁判所ウェブサイト、東京高判令 6・10・30 裁判所ウェブサイト、名古屋高判令 7・3・7 裁判所ウェブサイトと同じである。

憲法 14 条 1 項の憲法適合性で問題となる区別扱いは、第一審諸判決では「婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益」(札幌地判令 3・3・17)であった。そして、①自然的生殖能力の可能性がないこと、②同性間の婚姻に対する国民の社会的承認が十分でないことを前提として、③登録パートナーシップ制度により法的効果を楽しむことを示していた。

それに対して、控訴審諸判決では「性的指向に係る婚姻制度における取扱いの区別」(札幌高判令 6・3・14)とする。本判決においても、「婚姻制度の利用の可否について性的指向による実質的な区別取扱い(本件区別取扱い)」とし、「本件区別取扱いにおいて問題となるのは、種々の法的効果を伴う現在の婚姻制度の利用の可否について差異」と述べる。

婚姻制度の利用の可否での区別取扱いを考える前提として、同性カップルも婚姻制度を利用できることを、控訴審諸判決は、前記①、②を否定したうえで、③では不十分であることを示してきた。本判決は、①については独自の観点を示し、②、③についてそれまでの控訴審判決より詳しく述べている³⁾。

三 性愛を基礎とする親族身分的結合関係

異性カップルと同性カップルの違いとして自然生殖の可能性・(潜在的)生殖能力を示した第一

審諸判決に対して、控訴審諸判決は、法律婚が認められるかにおいて決定的な基準ではないことを示してきた⁴⁾。

本判決では、生殖能力における異性カップルと同性カップルの違いではなく、「現行の婚姻法制は、不貞行為を離婚事由としていることから(民法 770 条 1 項 1 号)、婚姻を、性愛を基礎とする親族身分的結合関係として規定しているものと解されるところ」として、性愛という基礎が共通する点を強調する。

この説明に先立って、「子をもうける前提としての生殖行為は配偶者に対する性愛に裏打ちされたものであり、生殖能力や子の有無が婚姻の成立や存続の要件と解されなかったのは、このような人間としての自然な、本能に由来する性愛感情を抱き合う関係自体をも婚姻関係として保護する趣旨である」と述べる。そして、性愛を基礎とする関係という観点で共通する異性カップルと同性カップルが性的指向に基づいて区別取扱いされていることを示す。それにより、自然生殖能力の可能性が重要な差異ではなくなる。

同性間の性愛を明示するアプローチは、従来であれば、同性愛行為に対する忌避感から同性婚を否定する状況を生みだしかねなかった。また、性愛を基礎とすれば、近親婚や重婚も認められかねないという危険もはらんでいる。そこで、「もはや社会の倫理にも健全な社会道徳にも公益にも反しないとの社会的合意が形成されているというべき同性婚」と本判決は述べ、性的指向への評価が時代とともに変化していることを示し、対象を同性間に限定している。

四 社会的受容

第一審諸判決ではその最後の判決である東京地判令 6・3・14 判タ 1533 号 189 頁(東京第二次)でも、「現時点においては、なお、同性カップル等に対し、異性カップルの婚姻と全く同一の婚姻に係る法制度を認めることに対する社会的承認が得られるに至ったとまでは認め難いものといわざるを得ない。」と評価していた。

これに対して、東京高判令 6・10・30 が「社会的受容度は相当程度高まっている」と述べたのと同様に、本判決は、「これからの社会の在り方として、性的指向が同性に向く者らの多くが求めている同性婚の法制化を受け入れる社会環境が整

い、国民意識も醸成されているといえる。」と述べる。

また、名古屋高判令7・3・7は、「同性カップルが法律婚制度を利用することができるようになったとしても、国民が被る具体的な不利益は想定し難い」と指摘し、「法律婚制度を男女の人的結合関係を中核としてその間に生まれた子の保護・育成の機能を担うものと捉える家族観」を同性婚の法制化によって「直ちに否定することにはならず、共生することは可能である。」と述べていた。

本判決は、「同性婚の法制化によって、婚姻に対して期待し、婚姻によって実現しようとする一人一人にとっての婚姻の意義や主観的な価値が損なわれるものではない。」と指摘する。そして、「もはや社会の倫理にも健全な社会道徳にも公益にも反しないとの社会的合意が形成されているというべき同性婚に対して冷静かつ寛容な態度を期待すること」が憲法24条の理念に沿うものと述べる。

五 登録パートナーシップの否定⁵⁾

今後の立法について、第一審諸判決は、同性カップルに法律婚を認めるのか、登録パートナーシップ制度を認めるのかという選択肢を立法府に与えている点で共通していた。

これに対して、控訴審において福岡高判は、同性カップルに法律婚が認められない不平等を解消するものではないと評価していた。名古屋高判は、登録パートナーシップ制度による弊害を「人の属性に係る秘匿性の高い情報である性的指向を自らの意思に反して開示することを求められるというプライバシー侵害につながる危険性がある。」と、より具体的に指摘していた。

本判決も、「現時点において異性カップルと同性カップルの間に生じている不合理な差別を根本的に解消し得ない」と結論づけている。その理由として、性的指向という「属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下での平等の原則に悖るものといわざるを得ない。」と福岡高判より踏み込んだ表現を用い、「新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない。」と述べる。

六 おわりに

本判決により、同性カップルが婚姻制度を利用

できない現行法が違憲であることで高裁の判断が一致しており、立法の選択肢として登録パートナーシップはとりえないことがより明確に示された。この状況の下で、上告審において最高裁は違憲判断を下すのであろうか。違憲と判断された場合でも、嫡出推定の規定を同性の婚姻の当事者に適用するのかなど重要な問題に対峙しなければならないことを、本判決は示唆している。

●—注

- 1) 本判決について、小林直三「同性婚を法律婚の対象としない民法等の諸規定を憲法14条1項および24条2項違反とした大阪高裁判決に関する一考察」WLJ判例コラム349号(2025年)がある。札幌地判令3・3・17判時2487号3頁から本判決までを概観したものと、鈴木賢「同性婚訴訟のこれまでとこれから——台湾法との比較の視点から」法セ844号(2025年)55頁、渡邊泰彦『結婚の自由をすべての人に』訴訟『民事判例研究2』(商事法務、2025年)2頁がある。また、寺原真希子=三浦徹也『結婚の自由をすべての人に』訴訟(同性婚訴訟)の最前線—婚姻という選択肢を求めて—(恒春閣、2025年)は、弁護士団に属する弁護士が原告の状況を含めた背景事情、憲法理論について幅広く解説しており、原告弁護士団の見解を知るために有益である。
- 2) 小林・前掲注1)5頁は、原審大阪地判を否定したことに「重要な社会的、政治的意味がある」と評価する。
- 3) 寺原ほか・前掲注1)11頁は、本判決の特徴として、①同性愛に関する社会的・規範的認識の確立を明言したこと、②社会的承認を求めることの不当性を断じたこと、③別制度とすることは新たな差別であると明言したことこの3点をあげる。
②の社会的承認とは、「同性間の婚姻を認めないことの有無を社会的承認の有無をもって決すること」(173頁)である。
- 4) 札幌高判は、「これを理由に、同性間の婚姻を許さないということにはならない」と、東京高判は「子の生殖は婚姻の不可欠の目的ではないと位置付けられてきた」と述べた。名古屋高判は、夫婦間の自然生殖による子に限らず、夫婦の一方とのみ血縁関係のある子、血縁関係のない養子や里親の委託を含む。「子の養育」に着目し、「同性間の人的結合関係ではこの機能を果たすことができない」とは言い難い。」とする。
- 5) 別制度とすることの差別については、渡邊泰彦「日本における同性登録パートナーシップ制度の要否」潮見佳男先生追悼論文集(家族法)刊行委員会編『家族法学の現在と未来』(信山社、2024年)105頁は、控訴審で提出された意見書をもとにしている。

* 付記 本研究は、JSPS 科研費 23K01220 の助成を受けたものです。